

○ 定額減税補足給付金（調整給付）に関するQ & A

番	質問	回答
1	書類はいつごろ届きますか。	令和6年度定額減税の対象者のうち、減税しきれないと見込まれる方を対象に令和6年8月中旬以降より順次、発送する予定です。
2	給付金はいつごろ振り込まれますか。	<p>① 申請書に口座の記載がある方 原則手続きの必要はありません。 令和6年9月下旬より順次、口座振込を行う予定です。</p> <p>② 申請書に口座の記載がない方 申請書類の返送が必要になります。 返送された申請書類を確認後、不備がなければ、1ヶ月程度で振込みを行う予定です。</p>
3	遑って修正申告等を行い要件を満たすようになった場合は、給付対象になりますか。	今回の給付金の事務処理の基準日は令和6年6月3日になります。そのため、基準日以降に遑って修正申告等を行い、要件を満たすようになっても調整給付の対象とはなりませんので、ご注意ください。
4	令和6年1月2日以降に入国または帰国した場合は調整給付の対象になりますか。	令和6年1月1日に国外に居住していた場合、令和6年度個人住民税の課税対象外となり定額減税の対象となりません。そのため調整給付を実施する自治体が存在しないことから給付の対象とはなりません。
5	令和6年1月2日以降に他自治体から転入してきた場合は対象になりますか。	定額減税及び調整給付については、令和6年度個人住民税を課税する自治体が行うこととなっています。令和6年度個人住民税は、令和6年1月1日に居住していた自治体が課税を行い、その際、定額減税及び調整給付を行うこととなります。
6	被扶養者である配偶者や扶養親族は、調整給付の対象者となりますか。	扶養主が扶養親族等の数に応じて定額減税され、減税しきれなかった場合は調整給付が支給されます。なお、国外に居住している場合には、対象となりません。
7	昨年度に給付金を受給しましたが、調整給付の対象となり得ますか。	調整給付の対象の判定は令和6年度個人住民税と令和6年分の所得税（推計）で行いますので、令和5年度個人住民税に基づき実施された令和5年度の給付金の対象者でも今回の調整給付の対象になる場合があります。
8	令和6年途中で退職しましたが、調整給付は受けられますか。	調整給付は、令和5年分の所得等に基づいて算出されます。よって、令和5年分の所得状況で定額減税しきれないと見込まれる場合は、調整給付の対象となります。
9	外国人は給付金の対象になりますか。	令和6年1月1日に徳島市の住民票に記載されている外国人の方で、定額減税しきれない額がある等の条件に該当する場合、支給対象となります。